

令和4年矢巾町議会定例会12月会議議事日程

令和4年12月6日（火）

午前10時 開 議

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会議期間の決定
- 第3. 請願・陳情の審査報告
 - 4請願第10号 消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める請願
- 第4. 議案第67号 盛岡広域環境組合の設置に関し議決を求めることについて
- 第5. 議案第68号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 第6. 議案第69号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第7. 議案第70号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第8. 議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第9. 議案第72号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10. 議案第73号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について
- 第11. 議案第74号 矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12. 議案第75号 矢巾町総合開発委員会設置条例を廃止する条例について
- 第13. 議案第76号 矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

- 第14. 議案第77号 矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第15. 議案第78号 矢巾総合射撃場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第16. 議案第79号 矢巾町宮キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第17. 議案第80号 矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第18. 議案第81号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について
- 第19. 議案第82号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第20. 議案第83号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第21. 議案第84号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第22. 議案第85号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第23. 議案第86号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第24. 発議案第11号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議 案 目 次

令和4年矢巾町議会定例会12月会議

1. 請願・陳情の審査報告
4請願第10号 消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める請願
2. 議案第67号 盛岡広域環境組合の設置に関し議決を求めることについて
3. 議案第68号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
4. 議案第69号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
5. 議案第70号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
6. 議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
7. 議案第72号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
8. 議案第73号 矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について
9. 議案第74号 矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について
10. 議案第75号 矢巾町総合開発委員会設置条例を廃止する条例について
11. 議案第76号 矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
12. 議案第77号 矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
13. 議案第78号 矢巾総合射撃場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

14. 議案第79号 矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
15. 議案第80号 矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
16. 議案第81号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について
17. 議案第82号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
18. 議案第83号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
19. 議案第84号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
20. 議案第85号 令和4年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について
21. 議案第86号 令和4年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について
22. 発議案第11号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

令和 4 年 12 月 6 日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

矢巾町議会産業建設常任委員会
委員長 山崎道夫



請願審査報告書

本委員会が、令和4年矢巾町議会定例会9月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1 付議事件名

○4請願第10号：消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める請願

請願者 盛岡市松尾町19-8
岩手県商工団体連合会
会長 関沢 淨

紹介議員 小川 文子
昆 秀一

2 委員会開催年月日

- ①令和4年9月9日(金)
- ②令和4年11月28日(月)

3 出席委員

山崎道夫 藤原梅昭 吉田喜博
川村よし子 長谷川和男 高橋七郎

4 審査経過

令和4年9月9日 午後1時30分から、委員全員出席のもと、4請願第10号について、参考人として 岩手県商工団体連合会 関沢淨会長、坂下豊事務局長及

び盛岡民主商工会 藤沢光一会長の出席を求めて、付議事件について詳細説明を受けた。令和4年11月28日に2回目の審査会を開催し、慎重審議した。

5 審査結果

4 請願第10号については、反対多数で不採択すべきものと決定した。

6 審査意見

本請願の趣旨は、コロナ禍・物価高騰で地域経済が疲弊するなかで、中小零細業者の事業継続のため、国に対し、消費税インボイス制度の実施凍結または中止を求める意見書を提出することの内容である。

物価高騰で中小零細業者、特に個人事業者やフリーランスにとって、多大な影響があり、厳しい状況が続く中でのインボイス制度導入は、経営難や廃業につながる懸念や、インボイスがないことによる取引からの排除も想定されることで、実施凍結または延期することに賛成の意見があった。

しかし、コロナ禍・物価高騰対策は消費税制度とは異なる問題であることや、消費者が負担した消費税が、事業者によっては手元に残り益税になっていた部分が制度導入により改善され、複数税率制度のもとで公平で適正な税負担につながり透明性が期待できるという意見が多くあり、反対多数で不採択すべきものと決した。

議案第67号

盛岡広域環境組合の設置に関し議決を求めることについて

盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町（以下「関係市町」という。）が地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定に基づき次の事務を共同処理するため、別紙規約により盛岡広域環境組合を設置することに関し、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

共同処理する事務

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務
 - ア 一般廃棄物処理計画（他団体（関係市町及び関係市町が加入する他の一部事務組合をいう。イ及びエにおいて同じ。）の策定に係るものを除く。）の策定に関すること。
 - イ ごみ焼却施設（他団体の設置、管理及び運営に係るものを除く。）の設置、管理及び運営に関すること。
 - ウ 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。エにおいて同じ。）の中継運搬に関すること。
 - エ 一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物（他団体の処理に係るものを除く。）の処理に関すること。
- (2) エネルギー利活用施設（ごみの焼却処理から発生する熱エネルギーを回収し利活用する施設をいう。）の設置、管理及び運営に関すること。
- (3) 関係市町間の一般廃棄物（関係市町において一般家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物であって、定期的に収集され、盛岡広域環境組合が設置する施設で処理されるものに限る。）の収集及び運搬（中継運搬を除く。）に要する費用の負担調整に関すること。

別紙

盛岡広域環境組合規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、盛岡広域環境組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務

ア 一般廃棄物処理計画（他団体（関係市町及び関係市町が加入する他の一部事務組合をいう。以下同じ。）の策定に係るものを除く。）の策定に関すること。

イ ごみ処理施設（他団体の設置、管理及び運営に係るものを除く。）の設置、管理及び運営に関すること。

ウ 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。エにおいて同じ。）の中継運搬に関すること。

エ 一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物（他団体の処理に係るものを除く。）の処理に関すること。

(2) エネルギー利活用施設（ごみ処理施設から発生する熱エネルギーを回収し利活用する施設をいう。）の設置、管理及び運営に関すること。

(3) 関係市町間の一般廃棄物（関係市町において一般家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物であって、定期的に収集され、組合が設置する施設で処理されるものに限る。）の収集及び運搬（中継運搬を除く。）に要する費用の負担調整に関すること。

2 前項の事務を処理する区域は、関係市町の区域とする。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、盛岡市内に置く。

第2章 組合の議会

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、20人とし、次の区分により関係市町の議会においてその議会の議員のうちから選挙するものとする。

盛岡市 5人

八幡平市 2人

滝沢市 3人

雫石町 2人

葛巻町 2人

岩手町 2人

紫波町 2人

矢巾町 2人

(組合議員の任期等)

第6条 組合議員の任期は、その者が関係市町の議会の議員の職にある期間とする。

2 組合議員が関係市町の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。

(組合議員が欠けた場合の報告)

第7条 組合議員が関係市町の議会の議員でなくなったとき又は死亡したときは、当該関係市町の長は、遅滞なく組合管理者(以下「管理者」という。)に報告しなければならない。

(組合議員の補欠選挙)

第8条 組合議員が欠けたときは、速やかにその欠けた組合議員が属していた関係市町の議会において補欠選挙を行わなければならない。

(組合議員の当選者決定の報告)

第9条 組合議員の当選者が決まったときは、関係市町の議会の議長は、直ちに当選人にその旨を通知し、かつ、当選人の住所、氏名及び生年月日を当該関係市町の長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた関係市町の長は、その旨を管理者に報告しなければならない。

(議長及び副議長)

第10条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者の設置及び選出方法)

第11条 組合に、管理者1人、副管理者8人を置く。

2 管理者は、盛岡市長の職にある者をもって充てる。

3 副管理者は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 盛岡市長を除く関係市町の長

(2) 盛岡市副市長の職にある者のうち管理者が指名する者

4 管理者及び副管理者の任期は、その者が関係市町の長又は盛岡市副市長の職にある期間とする。

5 管理者は、組合を統括し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。

6 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、副管理者のうち盛岡市副市長の職にある者がその職務を代理する。

(職員)

第12条 組合に会計管理者その他の職員を置く。

2 会計管理者は、盛岡市会計管理者の職にある者をもって充てる。

3 職員の定数は、組合の条例で定める。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員の

うちからそれぞれ1人を選任する。

- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の職にある期間とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第4章 経費及び補則

(経費の支弁の方法)

第14条 組合の経費は、財産より生ずる収入、使用料、手数料、その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、別表の割合により関係市町が負担する。

- 2 前項の規定により難い事由が生じたときは、組合議会の議決を経て別に定める。
(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の岩手県知事の許可の日から施行する。

別表（第14条関係）

経費区分		負担割合等
第3条第1項第1号及び第3号に掲げる事務	組合設置の日からごみ処理施設の供用開始の日の前日までの経費	経費の100分の10を関係市町が均等に負担し、経費の100分の90を関係市町に係る当該年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳に記録されている者の数に基づく人口割により負担する。
	ごみ処理施設の供用開始の日以後の経費	当該年度の前々年度における関係市町に係るごみ処理施設の利用実績に基づく利用割により負担する。
第3条第1項第2号に掲げる事務		経費の100分の80を盛岡市が負担し、経費の100分の20を関係市町（盛岡市を除く。）に係る当該年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳に記録されている者の数に基づく人口割により負担する。

議案第 6 8 号

職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように制定する。

令和 4 年 12 月 6 日 提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、55歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当及び管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

2 矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の3第1項の規定による承認

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年矢巾町条例

第10号)の一部を次のように改正する。

第17条に次の1項を加える。

- 4 職員が高齢者部分休業（当該職員が、高齢者として事業管理者が定める年齢に達した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

議案第69号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和4年12月6日提出

矢巾町長 高橋昌造

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(矢巾町職員定数条例の一部改正)

第1条 矢巾町職員定数条例（平成2年矢巾町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。		(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。	
区分	定数	区分	定数
町長部局の職員	124人	町長部局の職員	139人
[略]		[略]	
計	185人	計	200人
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[]の記載は注記である。			

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(職員の派遣) 第2条 [略] 2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。 (1)～(4) [略] [新設] (5) [略] 3 [略]		(職員の派遣) 第2条 [略] 2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。 (1)～(4) [略] <u>(5) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> (6) [略] 3 [略]	
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[]の記載は注記である。			

(矢巾町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 矢巾町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公		(任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公	

<p>務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(10) [略]</p>	<p>務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び<u>同法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(10) [略]</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[]の記載は注記である。</p>	

(職員の降給に関する条例の一部改正)

第4条 職員の降給に関する条例(平成28年矢巾町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(降給の種類) 第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の職務の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。</p>	<p>(降給の種類) 第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の職務の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。) <u>並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)</u>とする。</p>
<p>(降格の事由) 第3条 任命権者は、職員が<u>降任された場合のほか</u>、次の各号のいずれかに掲げる事由に<u>該当する場合において</u>、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれかを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。 (1)・(2) [略] 附 則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>(降格の事由) 第3条 任命権者は、職員が<u>降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか</u>、次の各号のいずれかに掲げる事由に<u>該当し</u>、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれかを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。 (1)・(2) [略] 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 <u>(一般職の職員の給与に関する条例附則第17項等の規定の適用</u></p>

〔新設〕	<p><u>を受ける職員に対する規定の適用)</u></p> <p>2 <u>一般職の職員の給与に関する条例附則第17項の規定その他規則で定める規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに一般職の職員の給与に関する条例附則第17項の規定その他規則で定める規定による降給とする」とする。</u></p> <p>3 <u>第5条の規定は、一般職の職員の給与に関する条例附則第17項の規定その他規則で定める規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、規則で定める規定により、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>
------	---

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

(職員の懲戒の手続、効果等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の懲戒の手続、効果等に関する条例（昭和30年矢巾町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年矢巾町条例第40号）第11条に規定する基本報酬に限る。））の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料の額</u>（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年矢巾町条例第40号）第11条に規定する基本報酬に限る。））の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>

備考 改正箇所は、改正後欄の下線部分の規定である。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第6条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢巾町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>

3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4・5 〔略〕

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 〔略〕

3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4・5 〔略〕

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 〔略〕

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 〔略〕</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p><u>(3) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4)</u> 〔略〕</p> <p><u>(5)</u> 〔略〕</p>

(育児短時間勤務をすることができない職員)
第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。
(1)・(2) [略]
[新設]

(部分休業を請求することができない職員)
第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) [略]
(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(次条において「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)

(部分休業の承認)
第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間等条例第8条に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
2・3 [略]

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[]の記載は注記である。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年矢巾町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(初任給、昇格、昇給等の基準) 第5条 [略] 2・3 [略]	(初任給、昇格、昇給等の基準) 第5条 [略] 2・3 [略]

(育児短時間勤務をすることができない職員)
第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。
(1)・(2) [略]
(3) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。))を延長された管理監督職を占める職員

(部分休業を請求することができない職員)
第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) [略]
(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(次条において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)

(部分休業の承認)
第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間等条例第8条に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
2・3 [略]

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。

5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

6～10 〔略〕

11 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢巾町条例第6号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

2 法第28条の5第1項又は法第28条の6第2項の規定に基づき採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。

5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

6～10 〔略〕

〔削除〕

第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢巾町条例第6号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 育児休業法第18条第1項の規定に基づき採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第10条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 〔略〕

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1

3 育児休業法第18条第1項の規定に基づき採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第10条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項まで「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項まで「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 〔略〕

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が45,000円を超

(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)を45,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が45,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と45,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)を45,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離(育児短時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。))にあつては、支給単位期間につき、通勤距離及び通勤回数)を考慮して33,000円の範囲内で規則で定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が45,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と45,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)を45,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の

えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)を45,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が45,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と45,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)を45,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離(育児短時間勤務職員等並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。))にあつては、支給単位期間につき、通勤距離及び通勤回数)を考慮して33,000円の範囲内で規則で定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が45,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と45,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)を45,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の

特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 〔略〕

4～7 〔略〕

（時間外勤務手当）

第13条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 〔略〕

4～7 〔略〕

（時間外勤務手当）

第13条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給す

(1)・(2) [略]

2～4 [略]

5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（職員の勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

6 職員の勤務時間等条例第8条の4に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

7 [略]

（期末手当）

第18条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

る。

(1)・(2) [略]

2～4 [略]

5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（職員の勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

6 職員の勤務時間等条例第8条の4に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

7 [略]

（期末手当）

第18条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(特定の職員についての適用除外)

第21条の3 第9条、第9条の2、第10条の3、第10条の4及び第20条の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(特定の職員についての適用除外)

第21条の3 第5条第3項から第10項まで、第9条、第9条の2、第10条の3、第10条の4及び第20条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

〔新設〕

2 〔略〕

附 則

1～16 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

2 第9条、第9条の2、第10条の3、第10条の4及び第20条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

3 〔略〕

附 則

1～16 〔略〕

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第19項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

（2） 職員の定年等に関する条例（昭和59年矢巾町条例第4号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

（3） 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

19 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第21項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、

〔新設〕

50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

〔新設〕

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

〔新設〕

21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

〔新設〕

22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

〔新設〕

23 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

24 育児短時間勤務職員等に対する附則第17項の規定の適用につ

別表第1 行政職給料表（第4条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	[略]						
再任用職		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

いては、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

別表第1 行政職給料表（第4条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	[略]						
定年前再		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

員							
---	--	--	--	--	--	--	--

備考 [略]
別表第2 医療職給料表 (第4条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円

任用 短時間 勤務 職員							
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--

備考 [略]
別表第2 医療職給料表 (第4条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外		円	円	円	円

〔略〕					
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800

の職員					
〔略〕					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		235,100	255,400	262,600	272,800

備考 〔略〕

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年矢巾町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(再任用職員についての適用除外)	(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)
第18条の2 第6条、第6条の2、第7条の2、第9条及び第16条の規定は、 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u> の規定により採用された職員には適用しない。	第18条の2 第6条、第6条の2、第7条の2、第9条及び第16条の規定は、 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u> の規定により採用された職員には適用しない。

備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。

(矢巾町職員の再任用に関する条例の廃止)

第10条 矢巾町職員の再任用に関する条例（平成13年矢巾町条例第1号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定を適用する。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第10条の2第2項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第18条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごと

の総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 一般職の職員の給与に関する条例第5条第3項及び第6項から第10項まで、第9条、第9条の2、第10条の3、第10条の4並びに第20条並びに新給与条例第5条第4項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例附則第17項から第24項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条、第6条の2、第7条の2、第9条及び第16条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

議案第70号

特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第5号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月6日提出

矢巾町長 高橋昌造

特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（給料以外の給与及び支給額等）</p> <p>第8条 特別職の職員に対し通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。</p> <p>2 前項の通勤手当、期末手当並びに寒冷地手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>（給料以外の給与及び支給額等）</p> <p>第8条 特別職の職員に対し通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。</p> <p>2 前項の通勤手当、期末手当並びに寒冷地手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

第2条 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（給料以外の給与及び支給額等）</p> <p>第8条 特別職の職員に対し通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。</p> <p>2 前項の通勤手当、期末手当並びに寒冷地手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>（給料以外の給与及び支給額等）</p> <p>第8条 特別職の職員に対し通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。</p> <p>2 前項の通勤手当、期末手当並びに寒冷地手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（次項において「改正後の特別職給与等条例」という。）

の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の特別職給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 7 1 号

一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第 1 号）及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 2 年矢巾町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年12月 6 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

別表第1 行政職給料表（第4条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	

別表第1 行政職給料表（第4条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	

25	<u>182,200</u>	<u>235,400</u>	<u>268,400</u>	310,300	338,600	367,700
26	<u>183,900</u>	<u>236,900</u>	<u>270,200</u>	312,400	340,500	369,600
27	<u>185,500</u>	<u>238,300</u>	<u>271,900</u>	314,400	342,400	371,600
28	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>273,600</u>	316,400	344,300	373,600
29	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	318,100	345,900	375,100
30	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>	<u>277,000</u>	320,100	347,800	376,900
31	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>	<u>278,800</u>	322,200	349,700	378,700
32	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>	<u>280,300</u>	324,300	351,500	380,300
33	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>	<u>281,800</u>	325,500	353,400	382,100
34	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>	<u>283,700</u>	327,500	355,200	383,500
35	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>	<u>285,500</u>	329,400	357,000	385,000
36	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>	<u>287,400</u>	331,500	358,700	386,600
37	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>	<u>289,000</u>	333,400	360,100	388,000
38	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>	<u>290,700</u>	335,300	361,400	389,200
39	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>	<u>292,500</u>	337,300	362,800	390,400
40	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>	<u>294,300</u>	339,200	364,200	391,500
41	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>	<u>295,800</u>	341,100	365,500	392,600
42	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>	<u>297,500</u>	343,000	366,400	393,800
43	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>	<u>299,000</u>	344,800	367,500	395,000
44	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>	<u>300,600</u>	346,700	368,600	396,100
45	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>	<u>302,200</u>	348,200	369,400	396,800
46	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>	<u>303,900</u>	349,600	370,300	397,500
47	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>	<u>305,500</u>	351,100	371,200	398,200
48	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>	<u>307,200</u>	352,600	372,100	398,900
49	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>	<u>308,100</u>	354,200	373,000	399,500
50	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>	<u>309,600</u>	355,000	373,800	400,100
51	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>	<u>311,100</u>	356,200	374,600	400,600
52	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>	<u>312,700</u>	357,200	375,400	401,000
53	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>	<u>314,300</u>	358,100	376,100	401,400
54	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>	<u>315,900</u>	359,200	376,800	401,700
55	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>	<u>317,500</u>	360,100	377,500	402,000
56	<u>223,500</u>	<u>273,100</u>	<u>319,000</u>	361,200	378,200	402,300

25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	<u>269,400</u>	310,300	338,600	367,700
26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	<u>271,200</u>	312,400	340,500	369,600
27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	<u>272,900</u>	314,400	342,400	371,600
28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,600</u>	316,400	344,300	373,600
29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	<u>276,200</u>	318,100	345,900	375,100
30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	<u>277,900</u>	320,100	347,800	376,900
31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	<u>279,700</u>	322,200	349,700	378,700
32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	<u>281,200</u>	324,300	351,500	380,300
33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	<u>282,400</u>	325,500	353,400	382,100
34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>284,100</u>	327,500	355,200	383,500
35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>285,700</u>	329,400	357,000	385,000
36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	<u>287,400</u>	331,500	358,700	386,600
37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	<u>289,000</u>	333,400	360,100	388,000
38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	<u>290,700</u>	335,300	361,400	389,200
39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	<u>292,500</u>	337,300	362,800	390,400
40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	<u>294,300</u>	339,200	364,200	391,500
41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	<u>295,800</u>	341,100	365,500	392,600
42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	<u>297,500</u>	343,000	366,400	393,800
43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	<u>299,000</u>	344,800	367,500	395,000
44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	<u>300,600</u>	346,700	368,600	396,100
45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	<u>302,200</u>	348,200	369,400	396,800
46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	<u>303,900</u>	349,600	370,300	397,500
47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	<u>305,500</u>	351,100	371,200	398,200
48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	<u>307,200</u>	352,600	372,100	398,900
49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	<u>308,100</u>	354,200	373,000	399,500
50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	<u>309,600</u>	355,000	373,800	400,100
51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	<u>311,100</u>	356,200	374,600	400,600
52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	<u>312,700</u>	357,200	375,400	401,000
53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	<u>314,300</u>	358,100	376,100	401,400
54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	<u>315,900</u>	359,200	376,800	401,700
55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	<u>317,500</u>	360,100	377,500	402,000
56	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>	<u>319,000</u>	361,200	378,200	402,300

57	<u>223,800</u>	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	<u>224,600</u>	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	<u>225,400</u>	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	<u>226,100</u>	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	<u>226,800</u>	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	<u>227,800</u>	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	<u>228,600</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	<u>229,400</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	<u>230,100</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	<u>230,800</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	<u>231,700</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	<u>232,700</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	<u>233,400</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	<u>234,000</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	<u>234,500</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	<u>235,200</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	<u>236,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	<u>236,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	<u>237,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	<u>237,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	<u>238,400</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	<u>239,100</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	<u>239,800</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	<u>240,300</u>	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	<u>240,800</u>	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	<u>241,500</u>	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	<u>242,200</u>	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	<u>242,900</u>	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	<u>243,500</u>	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	<u>244,200</u>	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	<u>244,900</u>	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	

57	<u>226,300</u>	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	<u>227,100</u>	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	<u>227,800</u>	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	<u>228,500</u>	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	<u>229,200</u>	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	<u>230,000</u>	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	<u>230,700</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	<u>231,300</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	<u>231,900</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	<u>232,500</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	<u>233,100</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	<u>233,800</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	<u>234,500</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	<u>235,100</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	<u>235,600</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	<u>236,300</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	<u>237,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	<u>237,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	<u>238,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	<u>238,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	<u>239,300</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	<u>240,000</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	<u>240,700</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	<u>241,200</u>	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	<u>241,700</u>	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	<u>242,300</u>	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	<u>242,900</u>	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	<u>243,400</u>	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	<u>243,900</u>	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	<u>244,500</u>	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	<u>245,100</u>	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	

89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600		
95		295,200	343,100		
96		295,600	343,500		
97		295,800	343,700		
98		296,100	344,100		
99		296,500	344,500		
100		296,900	344,800		
101		297,100	345,100		
102		297,400	345,500		
103		297,800	345,900		
104		298,100	346,300		
105		298,300	346,800		
106		298,600	347,200		
107		299,000	347,600		
108		299,300	348,000		
109		299,500	348,500		
110		299,900	348,900		
111		300,300	349,200		
112		300,600	349,500		
113		300,800	350,000		
114		301,000			
115		301,300			
116		301,700			
117		301,900			
118		302,100			
119		302,400			
120		302,700			

89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600		
95		295,200	343,100		
96		295,600	343,500		
97		295,800	343,700		
98		296,100	344,100		
99		296,500	344,500		
100		296,900	344,800		
101		297,100	345,100		
102		297,400	345,500		
103		297,800	345,900		
104		298,100	346,300		
105		298,300	346,800		
106		298,600	347,200		
107		299,000	347,600		
108		299,300	348,000		
109		299,500	348,500		
110		299,900	348,900		
111		300,300	349,200		
112		300,600	349,500		
113		300,800	350,000		
114		301,000			
115		301,300			
116		301,700			
117		301,900			
118		302,100			
119		302,400			
120		302,700			

	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 [略]

別表第2 医療職給料表（第4条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	<u>165,300</u>	<u>192,400</u>	<u>240,200</u>	<u>262,700</u>
	2	<u>166,700</u>	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>	<u>263,700</u>
	3	<u>168,200</u>	<u>196,600</u>	<u>243,800</u>	<u>264,600</u>
	4	<u>169,600</u>	<u>198,600</u>	<u>245,600</u>	<u>265,700</u>
	5	<u>171,000</u>	<u>200,700</u>	<u>247,000</u>	<u>266,200</u>
	6	<u>172,500</u>	<u>203,000</u>	<u>248,300</u>	<u>267,200</u>
	7	<u>174,000</u>	<u>205,300</u>	<u>249,400</u>	<u>268,000</u>
	8	<u>175,500</u>	<u>207,500</u>	<u>250,700</u>	<u>268,900</u>
	9	<u>176,700</u>	<u>209,800</u>	<u>251,700</u>	<u>270,000</u>
	10	<u>178,400</u>	<u>211,200</u>	<u>252,700</u>	<u>270,700</u>
	11	<u>180,000</u>	<u>212,600</u>	<u>253,600</u>	<u>271,800</u>
	12	<u>181,500</u>	<u>213,800</u>	<u>254,500</u>	<u>273,000</u>
	13	<u>182,900</u>	<u>215,200</u>	<u>255,700</u>	<u>274,300</u>
	14	<u>184,900</u>	<u>216,600</u>	<u>256,800</u>	<u>275,400</u>
15	<u>186,900</u>	<u>218,100</u>	<u>257,600</u>	<u>276,600</u>	

	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 [略]

別表第2 医療職給料表（第4条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	<u>169,900</u>	<u>197,000</u>	<u>243,600</u>	<u>265,700</u>
	2	<u>171,300</u>	<u>198,900</u>	<u>245,400</u>	<u>266,600</u>
	3	<u>172,800</u>	<u>200,900</u>	<u>247,200</u>	<u>267,500</u>
	4	<u>174,200</u>	<u>202,800</u>	<u>249,000</u>	<u>268,400</u>
	5	<u>175,600</u>	<u>204,900</u>	<u>250,400</u>	<u>268,900</u>
	6	<u>177,100</u>	<u>206,900</u>	<u>251,700</u>	<u>269,900</u>
	7	<u>178,600</u>	<u>209,100</u>	<u>252,800</u>	<u>270,600</u>
	8	<u>180,100</u>	<u>211,200</u>	<u>254,100</u>	<u>271,500</u>
	9	<u>181,300</u>	<u>213,200</u>	<u>254,900</u>	<u>272,600</u>
	10	<u>183,000</u>	<u>214,600</u>	<u>255,800</u>	<u>273,200</u>
	11	<u>184,600</u>	<u>216,000</u>	<u>256,700</u>	<u>274,200</u>
	12	<u>186,100</u>	<u>217,200</u>	<u>257,500</u>	<u>275,200</u>
	13	<u>187,500</u>	<u>218,600</u>	<u>258,600</u>	<u>276,200</u>
	14	<u>189,500</u>	<u>220,000</u>	<u>259,600</u>	<u>277,200</u>
15	<u>191,500</u>	<u>221,500</u>	<u>260,400</u>	<u>278,200</u>	

16	<u>188,900</u>	<u>219,300</u>	<u>258,600</u>	<u>278,000</u>
17	<u>191,000</u>	<u>220,700</u>	<u>259,100</u>	<u>279,300</u>
18	<u>193,100</u>	<u>222,200</u>	<u>260,000</u>	<u>280,600</u>
19	<u>195,200</u>	<u>223,700</u>	<u>261,000</u>	<u>281,600</u>
20	<u>197,300</u>	<u>225,200</u>	<u>261,800</u>	<u>282,800</u>
21	<u>199,300</u>	<u>226,300</u>	<u>262,700</u>	<u>284,400</u>
22	<u>201,500</u>	<u>228,000</u>	<u>263,600</u>	<u>286,000</u>
23	<u>203,700</u>	<u>229,700</u>	<u>264,500</u>	<u>287,300</u>
24	<u>205,900</u>	<u>231,400</u>	<u>265,500</u>	<u>288,600</u>
25	<u>207,800</u>	<u>232,700</u>	<u>266,700</u>	<u>289,900</u>
26	<u>209,100</u>	<u>234,400</u>	<u>267,600</u>	<u>291,500</u>
27	<u>210,300</u>	<u>236,100</u>	<u>268,800</u>	<u>293,200</u>
28	<u>211,600</u>	<u>237,800</u>	<u>270,000</u>	<u>294,700</u>
29	<u>212,800</u>	<u>239,400</u>	<u>271,200</u>	<u>296,000</u>
30	<u>213,900</u>	<u>240,800</u>	<u>272,600</u>	<u>297,600</u>
31	<u>215,200</u>	<u>242,100</u>	<u>274,100</u>	<u>299,200</u>
32	<u>216,400</u>	<u>243,200</u>	<u>275,400</u>	<u>300,900</u>
33	<u>217,700</u>	<u>244,400</u>	<u>277,000</u>	<u>302,300</u>
34	<u>219,000</u>	<u>245,500</u>	<u>278,400</u>	<u>303,800</u>
35	<u>220,300</u>	<u>246,400</u>	<u>279,600</u>	<u>305,400</u>
36	<u>221,600</u>	<u>247,500</u>	<u>280,800</u>	<u>307,000</u>
37	<u>222,700</u>	<u>248,400</u>	<u>282,400</u>	<u>308,300</u>
38	<u>224,100</u>	<u>249,500</u>	<u>283,600</u>	<u>309,700</u>
39	<u>225,400</u>	<u>250,400</u>	<u>285,000</u>	<u>311,100</u>
40	<u>226,800</u>	<u>251,500</u>	<u>286,200</u>	<u>312,700</u>
41	<u>227,700</u>	<u>251,900</u>	<u>287,500</u>	<u>314,200</u>
42	<u>229,100</u>	<u>252,800</u>	<u>289,000</u>	<u>315,600</u>
43	<u>230,500</u>	<u>253,700</u>	<u>290,500</u>	<u>317,000</u>
44	<u>231,900</u>	<u>254,400</u>	<u>292,100</u>	<u>318,500</u>
45	<u>233,100</u>	<u>255,200</u>	<u>293,400</u>	<u>319,300</u>
46	<u>234,500</u>	<u>256,100</u>	<u>294,800</u>	<u>320,700</u>
47	<u>235,800</u>	<u>257,000</u>	<u>296,300</u>	<u>322,100</u>

16	<u>193,500</u>	<u>222,700</u>	<u>261,300</u>	<u>279,300</u>
17	<u>195,500</u>	<u>224,100</u>	<u>261,800</u>	<u>280,600</u>
18	<u>197,500</u>	<u>225,600</u>	<u>262,700</u>	<u>281,800</u>
19	<u>199,500</u>	<u>227,100</u>	<u>263,500</u>	<u>282,800</u>
20	<u>201,500</u>	<u>228,600</u>	<u>264,300</u>	<u>284,000</u>
21	<u>203,500</u>	<u>229,700</u>	<u>265,200</u>	<u>285,500</u>
22	<u>205,400</u>	<u>231,400</u>	<u>265,900</u>	<u>287,100</u>
23	<u>207,500</u>	<u>233,100</u>	<u>266,800</u>	<u>288,400</u>
24	<u>209,600</u>	<u>234,700</u>	<u>267,600</u>	<u>289,700</u>
25	<u>211,200</u>	<u>236,000</u>	<u>268,600</u>	<u>290,800</u>
26	<u>212,500</u>	<u>237,700</u>	<u>269,400</u>	<u>292,400</u>
27	<u>213,700</u>	<u>239,400</u>	<u>270,300</u>	<u>294,100</u>
28	<u>215,000</u>	<u>241,100</u>	<u>271,300</u>	<u>295,600</u>
29	<u>216,200</u>	<u>242,700</u>	<u>272,500</u>	<u>296,600</u>
30	<u>217,300</u>	<u>244,100</u>	<u>273,700</u>	<u>298,000</u>
31	<u>218,600</u>	<u>245,400</u>	<u>275,200</u>	<u>299,400</u>
32	<u>219,700</u>	<u>246,500</u>	<u>276,500</u>	<u>300,900</u>
33	<u>221,000</u>	<u>247,500</u>	<u>278,000</u>	<u>302,300</u>
34	<u>222,300</u>	<u>248,600</u>	<u>279,400</u>	<u>303,800</u>
35	<u>223,600</u>	<u>249,500</u>	<u>280,600</u>	<u>305,400</u>
36	<u>224,900</u>	<u>250,500</u>	<u>281,800</u>	<u>307,000</u>
37	<u>226,000</u>	<u>251,200</u>	<u>283,300</u>	<u>308,300</u>
38	<u>227,400</u>	<u>252,200</u>	<u>284,500</u>	<u>309,700</u>
39	<u>228,700</u>	<u>253,100</u>	<u>285,900</u>	<u>311,100</u>
40	<u>230,100</u>	<u>254,100</u>	<u>287,100</u>	<u>312,700</u>
41	<u>231,000</u>	<u>254,500</u>	<u>288,100</u>	<u>314,200</u>
42	<u>232,400</u>	<u>255,400</u>	<u>289,400</u>	<u>315,600</u>
43	<u>233,700</u>	<u>256,200</u>	<u>290,700</u>	<u>317,000</u>
44	<u>235,100</u>	<u>256,900</u>	<u>292,100</u>	<u>318,500</u>
45	<u>236,300</u>	<u>257,700</u>	<u>293,400</u>	<u>319,300</u>
46	<u>237,700</u>	<u>258,400</u>	<u>294,800</u>	<u>320,700</u>
47	<u>239,000</u>	<u>259,300</u>	<u>296,300</u>	<u>322,100</u>

48	<u>237,100</u>	<u>258,000</u>	297,800	323,600
49	<u>238,100</u>	<u>259,000</u>	298,900	324,700
50	<u>239,200</u>	<u>260,000</u>	300,200	326,100
51	<u>240,200</u>	<u>261,200</u>	301,400	327,400
52	<u>241,300</u>	<u>262,400</u>	302,800	328,700
53	<u>242,200</u>	<u>263,500</u>	304,200	330,100
54	<u>243,300</u>	<u>264,900</u>	305,500	331,500
55	<u>244,200</u>	<u>266,200</u>	306,900	332,900
56	<u>245,200</u>	<u>267,500</u>	308,300	334,200
57	<u>245,900</u>	<u>269,000</u>	309,100	335,100
58	<u>246,900</u>	<u>270,500</u>	310,300	336,400
59	<u>247,600</u>	<u>271,900</u>	311,500	337,600
60	<u>248,400</u>	<u>273,300</u>	312,900	338,900
61	<u>249,200</u>	<u>274,700</u>	314,000	340,000
62	<u>250,200</u>	<u>276,000</u>	315,300	340,900
63	<u>251,000</u>	<u>277,400</u>	316,600	342,100
64	<u>252,000</u>	<u>278,500</u>	317,800	343,400
65	<u>252,900</u>	<u>279,900</u>	319,100	344,500
66	<u>253,700</u>	<u>281,400</u>	320,400	345,700
67	<u>254,800</u>	<u>282,900</u>	321,700	346,900
68	<u>255,700</u>	<u>284,400</u>	323,000	348,000
69	<u>256,500</u>	<u>285,500</u>	323,700	349,000
70	<u>257,500</u>	<u>287,000</u>	324,800	350,000
71	<u>258,400</u>	<u>288,500</u>	325,900	351,100
72	<u>259,400</u>	<u>289,900</u>	326,800	352,200
73	<u>260,800</u>	<u>290,900</u>	328,100	353,000
74	<u>262,100</u>	<u>292,300</u>	328,800	354,100
75	<u>263,200</u>	<u>293,500</u>	329,900	355,200
76	<u>264,300</u>	<u>294,800</u>	331,100	356,300
77	<u>265,300</u>	<u>296,200</u>	332,200	357,000
78	<u>266,300</u>	<u>297,500</u>	333,400	357,800
79	<u>267,500</u>	<u>298,700</u>	334,500	358,600

48	<u>240,300</u>	<u>260,100</u>	297,800	323,600
49	<u>241,200</u>	<u>260,900</u>	298,900	324,700
50	<u>242,300</u>	<u>261,800</u>	300,200	326,100
51	<u>243,300</u>	<u>262,700</u>	301,400	327,400
52	<u>244,300</u>	<u>263,700</u>	302,800	328,700
53	<u>245,000</u>	<u>264,800</u>	304,200	330,100
54	<u>246,000</u>	<u>266,000</u>	305,500	331,500
55	<u>246,900</u>	<u>267,300</u>	306,900	332,900
56	<u>247,800</u>	<u>268,600</u>	308,300	334,200
57	<u>248,500</u>	<u>270,000</u>	309,100	335,100
58	<u>249,500</u>	<u>271,500</u>	310,300	336,400
59	<u>250,100</u>	<u>272,900</u>	311,500	337,600
60	<u>250,900</u>	<u>274,300</u>	312,900	338,900
61	<u>251,700</u>	<u>275,600</u>	314,000	340,000
62	<u>252,500</u>	<u>276,900</u>	315,300	340,900
63	<u>253,300</u>	<u>278,300</u>	316,600	342,100
64	<u>254,100</u>	<u>279,400</u>	317,800	343,400
65	<u>254,800</u>	<u>280,500</u>	319,100	344,500
66	<u>255,500</u>	<u>281,800</u>	320,400	345,700
67	<u>256,300</u>	<u>283,100</u>	321,700	346,900
68	<u>257,000</u>	<u>284,400</u>	323,000	348,000
69	<u>257,800</u>	<u>285,500</u>	323,700	349,000
70	<u>258,600</u>	<u>287,000</u>	324,800	350,000
71	<u>259,500</u>	<u>288,500</u>	325,900	351,100
72	<u>260,500</u>	<u>289,900</u>	326,800	352,200
73	<u>261,800</u>	<u>290,900</u>	328,100	353,000
74	<u>263,100</u>	<u>292,300</u>	328,800	354,100
75	<u>264,200</u>	<u>293,500</u>	329,900	355,200
76	<u>265,300</u>	<u>294,800</u>	331,100	356,300
77	<u>266,200</u>	<u>296,200</u>	332,200	357,000
78	<u>267,200</u>	<u>297,500</u>	333,400	357,800
79	<u>268,400</u>	<u>298,700</u>	334,500	358,600

80	<u>268,500</u>	300,000	335,700	359,300
81	<u>269,400</u>	300,500	336,800	359,900
82	<u>270,400</u>	301,700	337,900	360,400
83	<u>271,500</u>	302,800	338,900	361,000
84	<u>272,600</u>	304,000	340,000	361,500
85	<u>273,400</u>	305,100	340,900	362,100
86	<u>274,300</u>	306,300	341,900	362,600
87	<u>275,400</u>	307,500	342,800	363,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700
89	277,300	309,900	344,800	364,100
90	278,200	311,100	345,600	364,500
91	279,000	312,300	346,400	365,100
92	280,000	313,500	347,200	365,600
93	280,900	314,300	347,800	365,900
94	281,900	315,000	348,400	366,400
95	282,800	315,700	349,100	366,800
96	283,800	316,300	349,700	367,100
97	284,400	317,000	350,100	367,700
98	285,200	317,300	350,500	368,200
99	285,800	317,900	351,000	368,700
100	286,700	318,600	351,400	369,200
101	287,500	319,000	351,900	369,800
102	288,300	319,600	352,300	370,300
103	289,100	320,200	352,800	370,800
104	289,900	320,800	353,200	371,200
105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800

80	<u>269,400</u>	300,000	335,700	359,300
81	<u>270,300</u>	300,500	336,800	359,900
82	<u>271,200</u>	301,700	337,900	360,400
83	<u>272,200</u>	302,800	338,900	361,000
84	<u>273,100</u>	304,000	340,000	361,500
85	<u>273,900</u>	305,100	340,900	362,100
86	<u>274,700</u>	306,300	341,900	362,600
87	<u>275,600</u>	307,500	342,800	363,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700
89	277,300	309,900	344,800	364,100
90	278,200	311,100	345,600	364,500
91	279,000	312,300	346,400	365,100
92	280,000	313,500	347,200	365,600
93	280,900	314,300	347,800	365,900
94	281,900	315,000	348,400	366,400
95	282,800	315,700	349,100	366,800
96	283,800	316,300	349,700	367,100
97	284,400	317,000	350,100	367,700
98	285,200	317,300	350,500	368,200
99	285,800	317,900	351,000	368,700
100	286,700	318,600	351,400	369,200
101	287,500	319,000	351,900	369,800
102	288,300	319,600	352,300	370,300
103	289,100	320,200	352,800	370,800
104	289,900	320,800	353,200	371,200
105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800

112	293,200	324,100	356,700	375,300	112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900	113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700		114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200		115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600		116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000		117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400		118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900		119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400		120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800		121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300		122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800		123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300		124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600		125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300			126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700			127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900			128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100			129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300			130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700			131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900			132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200			133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600			134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000			135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400			136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700			137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100			138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500			139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900			140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200			141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600			142	302,500	333,600		
143	302,900	333,900			143	302,900	333,900		

	144	303,200	334,300		
	145	303,400	334,600		
	146	303,600	335,000		
	147	303,900	335,400		
	148	304,300	335,800		
	149	304,500	336,100		
	150	304,700	336,500		
	151	305,000	336,900		
	152	305,300	337,300		
	153	305,700	337,600		
	154	305,900			
	155	306,100			
	156	306,400			
	157	306,700			
	158	307,000			
	159	307,300			
	160	307,600			
	161	308,000			
	162	308,300			
	163	308,600			
	164	308,900			
	165	309,300			
	166	309,600			
	167	309,900			
	168	310,200			
	169	310,600			
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800

備考 [略]

	144	303,200	334,300		
	145	303,400	334,600		
	146	303,600	335,000		
	147	303,900	335,400		
	148	304,300	335,800		
	149	304,500	336,100		
	150	304,700	336,500		
	151	305,000	336,900		
	152	305,300	337,300		
	153	305,700	337,600		
	154	305,900			
	155	306,100			
	156	306,400			
	157	306,700			
	158	307,000			
	159	307,300			
	160	307,600			
	161	308,000			
	162	308,300			
	163	308,600			
	164	308,900			
	165	309,300			
	166	309,600			
	167	309,900			
	168	310,200			
	169	310,600			
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800

備考 [略]

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当) 第19条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(勤勉手当) 第19条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額、<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間職員 当該定年前再任用短時間職員の勤勉手当基礎額、<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[]の記載は注記である。</p>	

(矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年矢巾町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与条例の適用除外等) 第8条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第3条及び第18条第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等) 第8条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第3条及び第18条第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条	この条例	この条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年矢巾町条例第1号）
第18条第2項	100分の120	100分の162.5

別表第1（第7条関係）
給料表（特定任期付職員）

号給	給料月額（円）
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条	この条例	この条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年矢巾町条例第1号）
第18条第2項	100分の120	、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5

別表第1（第7条関係）
給料表（特定任期付職員）

号給	給料月額（円）
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

第4条 矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
（給与条例の適用除外等） 第8条 〔略〕 2 特定任期付職員に係る給与条例第3条及び第18条第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			（給与条例の適用除外等） 第8条 〔略〕 2 特定任期付職員に係る給与条例第3条及び第18条第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条	この条例	この条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年矢巾町	第3条	この条例	この条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年矢巾町

		条例第1号)			条例第1号)
第18条第2項	100分の120	、6月に支給する場 合には100分の162.	第18条第2項	100分の120	100分の165
		5、12月に支給する場 合には100分の167.5			
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。					

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（第4項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第5項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
(期末手当の内払)
- 5 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の任期付職員条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 7 2 号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の定年等に関する条例（昭和59年矢巾町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年12月 6 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
職員の定年等に関する条例（昭和59年矢巾町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>[新設]</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条 [略]</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。 (定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条―第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第14条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>第2条 [略]</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。 (定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）</u> <u>（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含</u></p>

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じるとき。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて、その期限を繰り上げて退職させることができる。

む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げ

5 〔略〕
〔新設〕

るものとする。

5 〔略〕

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年矢巾町条例第1号)第21条第1項に規定する職

(2) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年矢巾町条例第10号)第4条第1項に規定する職員が占める職(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等を行うにしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占

めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

（1） 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

（2） 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

（3） 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これら

の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると

〔新設〕

認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めてい

〔新設〕

附 則

1・2 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

るものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（町が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1・2 〔略〕

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を

行すべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若

しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（町が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める

情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第73号

矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について

矢巾町国民保養センター設置条例（平成10年矢巾町条例第7号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月6日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例
 矢巾町国民保養センター設置条例（平成10年矢巾町条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
<p>(設置)</p> <p>第1条 町の観光振興並びに町民の健康増進及び介護予防を図るとともに、健全なレクリエーションの場を提供するため、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター（<u>60歳以上</u>の者の健康保持及び介護予防に資する施設をいう。以下「高齢者活動センター」という。）、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場（以下「ゲートボール場」という。）を付設する矢巾町国民保養センター（源泉を含む。以下「保養センター」という。）を次のとおり設置する。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 高齢者活動センターを利用できる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町内に住所を有する<u>60歳以上</u>の者で介護予防のため使用する者</p> <p>(2) [略]</p> <p>(施設使用料)</p> <p>第9条 保養センター、高齢者活動センター及びゲートボール場を使用しようとするときは、別表第1に掲げる使用料を納付しなければならない。ただし、町内に住所を有する<u>60歳以上</u>の者の保養センター及び高齢者活動センター使用料（日帰り休憩料及び冷暖房料に限る。）並びにゲートボール場使用料は、無料とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第9条関係）</p> <p>1 保養センター及び高齢者活動センター使用料</p> <p>(1) 宿泊料</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 町の観光振興並びに町民の健康増進及び介護予防を図るとともに、健全なレクリエーションの場を提供するため、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター（<u>65歳以上</u>の者の健康保持及び介護予防に資する施設をいう。以下「高齢者活動センター」という。）、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場（以下「ゲートボール場」という。）を付設する矢巾町国民保養センター（源泉を含む。以下「保養センター」という。）を次のとおり設置する。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 高齢者活動センターを利用できる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町内に住所を有する<u>65歳以上</u>の者で介護予防のため使用する者</p> <p>(2) [略]</p> <p>(施設使用料)</p> <p>第9条 保養センター、高齢者活動センター及びゲートボール場を使用しようとするときは、別表第1に掲げる使用料を納付しなければならない。ただし、町内に住所を有する<u>65歳以上</u>の者の保養センター及び高齢者活動センター使用料（日帰り休憩料及び冷暖房料に限る。）並びにゲートボール場使用料は、無料とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第9条関係）</p> <p>1 保養センター及び高齢者活動センター使用料</p> <p>(1) 宿泊料</p>										
<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>一般 (中学生)</td> <td>小学生</td> <td>幼児 (3歳以</td> <td>備考</td> </tr> </table>	区分	一般 (中学生)	小学生	幼児 (3歳以	備考	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>一般 (中学生)</td> <td>小学生</td> <td>幼児 (3歳以</td> <td>備考</td> </tr> </table>	区分	一般 (中学生)	小学生	幼児 (3歳以	備考
区分	一般 (中学生)	小学生	幼児 (3歳以	備考							
区分	一般 (中学生)	小学生	幼児 (3歳以	備考							

	以上)		上)	
食事付	7,700円 (町内に住所を有する60歳以上の者は、5,500円)	〔略〕		
素泊	4,500円 (町内に住所を有する60歳以上の者は、3,000円)	〔略〕		

(2) 〔略〕

(3) 入浴料

区分	一般 (中学生以上)	小学生	町内に住所を有する60歳以上の者	備考
入浴料	450円	210円	175円	一般の入浴料回数券(10回分)は3,930円とする。

(4) 冷暖房料

区分	料金	備考
日帰り	160円	1人分につき

(5) 〔略〕

2 ゲートボール場使用料

区分	児童・生徒	学生・一般	備考
町内に住所を有する者	無料	無料	暖房を使用する場合には、実
それ以外の者	1人1日につき 110円	1人1日につき 280円	費を基準として町長が定める額を別

	以上)		上)	
食事付	7,700円 (町内に住所を有する65歳以上の者は、5,500円)	〔略〕		
素泊	4,500円 (町内に住所を有する65歳以上の者は、3,000円)	〔略〕		

(2) 〔略〕

(3) 入浴料

区分	一般 (中学生以上)	小学生	町内に住所を有する65歳以上の者	備考
入浴料	475円	235円	275円	一般の入浴料回数券(10回分)は4,200円とする。

(4) 冷暖房料

区分	料金	備考
日帰り	185円	1人分につき

(5) 〔略〕

2 ゲートボール場使用料

区分	児童・生徒	学生・一般	備考
ゲートボール場使用料	1人1日につき 110円	1人1日につき 280円	暖房を使用する場合には、実費を基準として町長が定める額を別

		に徴収する。
別表第2（第12条関係）		
源泉使用料		
区分	料金（1立方メートルにつき）	
源泉使用料	加温給湯	840円
	〔略〕	

		に徴収する。
別表第2（第12条関係）		
源泉使用料		
区分	料金（1立方メートルにつき）	
源泉使用料	加温給湯	865円
	〔略〕	

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分並びに太線で囲んだ部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の矢巾町国民保養センター設置条例（次項及び第4項において「新条例」という）の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用する。

3 施行日の前日に町内に住所を有する60歳以上64歳以下の者の新条例第9条第1項ただし書及び別表第1第1項第1号及び第3号の適用については、65歳以上の者とみなす。

4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の矢巾町国民保養センター設置条例別表第1第1項第3号の規定により交付されている一般の入浴料回数券は、新条例別表第1第1項第3号の規定による一般の入浴料回数券とみなす。

議案第74号

矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例（令和3年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月6日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例
 矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例（令和3年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(選挙運動用自動車の使用における公費の支払)</p> <p>第4条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用されるときは、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超えるときは、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定に基づく候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用における公費の支払)</p> <p>第4条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用されるときは、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>16,100円</u>を超えるときは、<u>16,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定に基づく候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から</p>

前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ [略]

(選挙運動用ビラの作成の公営)

第6条 候補者は、7円51銭に法第142条第1項第7号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成枚数(当該作成枚数が同号に定める選挙の区分に応じた枚数を超えるときは、当該選挙の区分に応じた枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成における公費の支払)

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超えるときは、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める選挙の区分に応じた枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公営)

第9条 候補者は、525円6銭に法第143条第1項第5号に規定するポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を選挙運動用ポスターの掲示場の数で除して得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。第11条において「単価の限度額」という。)に選挙運動用ポスターの作成

前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ [略]

(選挙運動用ビラの作成の公営)

第6条 候補者は、7円73銭に法第142条第1項第7号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成枚数(当該作成枚数が同号に定める選挙の区分に応じた枚数を超えるときは、当該選挙の区分に応じた枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成における公費の支払)

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超えるときは、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める選挙の区分に応じた枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公営)

第9条 候補者は、541円31銭に法第143条第1項第5号に規定するポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を選挙運動用ポスターの掲示場の数で除して得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。第11条において「単価の限度額」という。)に選挙運動用ポスターの作成

枚数（当該作成枚数が選挙運動用ポスターの掲示場の数に相当する数を超えるときは、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。	枚数（当該作成枚数が選挙運動用ポスターの掲示場の数に相当する数を超えるときは、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第75号

矢巾町総合開発委員会設置条例を廃止する条例について

矢巾町総合開発委員会設置条例（昭和51年矢巾町条例第26号）を廃止する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町総合開発委員会設置条例を廃止する条例

矢巾町総合開発委員会設置条例（昭和 51 年矢巾町条例第 26 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年矢巾町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

農政審議会委員			7,000	
総合開発委員会委員			7,000	

を

「農政審議会委員」に改める。

議案第76号

矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター
矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理
者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋
内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決
を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
矢巾町国民保養センター
矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター
矢巾町屋内ゲートボール場
矢巾町屋外ゲートボール場

- 2 指定管理者となるもの

- 3 指定期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

令和4年12月6日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第77号

矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を
求めることについて

矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和
22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
矢巾町農村環境改善センター

- 2 指定管理者となるもの

- 3 指定期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和4年12月6日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第78号

矢巾総合射撃場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

矢巾総合射撃場に係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
矢巾総合射撃場
- 2 指定管理者となるもの
- 3 指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年12月6日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第79号

矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

矢巾町営キャンプ場に係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

矢巾町営キャンプ場

2 指定管理者となるもの

3 指定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

令和4年12月6日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第80号

矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めること
について

矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
 広宮沢公園、鹿妻公園及び北川公園
- 2 指定管理者となる団体の名称
- 3 指定期間
 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和4年12月6日提出

矢巾町長 高橋昌造

発議案第11号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第3号）
の一部を改正する条例を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条
及び矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条第2項の規定によ
り提出する。

令和4年12月6日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

提出者	矢巾町議会議員	村松信一
賛成者	〃	藤原梅昭
〃	〃	廣田清実
〃	〃	高橋安子
〃	〃	水本淳一
〃	〃	赤丸秀雄
〃	〃	山崎道夫

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。</p>	

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。